

令和5年10月1日の改正道路運送法の施行に伴い、**協議運賃**等の協議を行う際は、地域公共交通活性化協議会ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において協議を行う必要があることから、「岡谷市地域公共交通活性化協議会」の分科会として、これに関する協議運賃分科会を新規に設置できるよう規約改正及び規程を整備する。

(協議運賃)道路運送法上、乗合バスの運賃は、原則として国が認可する上限の範囲内で、各バス事業者が決定するものであるが、この運賃を協議会での協議に基づき決定することも可能となっている(法第9条第4項)。(法改正の背景)協議運賃に関して、複数の関係する事業者や関係する事業者団体が含まれる協議会等で協議することは、公正な競争を阻害し、独占禁止法に抵触するおそれが生じるため、原則として既存の協議会の組織・体制を活用することができず、協議運賃について協議を行うための協議会を設置することとしたもの。国では、運賃協議会を別に設置するか、現在の組織の分科会等を活用した協議を想定している。

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

これまで

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、**運賃等**について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、**地域公共交通会議又は(活性化)協議会**において協議が調っているときとする。

【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る**運賃等**について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長(又は知事)が住民の意見を代表する者として指名する者

これから

【協議運賃分科会(案)】

法の規定により、協議運賃を定めようとする事業者が運賃分科会の構成員となる必要があることから、会長が特に必要と認めるときに限り、本協議会以外の者が分科会に参画できるようにする。

1	当該路線等をその区域に含む市町村	岡谷市産業振興部
2	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
3	当該路線等を管轄する地方運輸局長	北陸信越運輸局長野運輸支局
4	市長が住民の意見を代表する者として指名する者	岡谷市区長会
		岡谷市高齢者クラブ連合会
		岡谷市消費者の会
		岡谷市民代表(岡谷市連合婦人会)

【具体的な運用】

- ①これまでの路線新設等の協議は、本協議会で協議を行っていたが、今後は路線や系統の協議については本協議会で、協議運賃については協議運賃分科会で行う。
- ②運賃等の協議を行う場合は、協議運賃分科会の構成員以外は参加できないこととなっているため、本協議会とは別途開催する。
- ③複数事業者の運賃を協議する場合は、1事業者毎協議を行う。